

令和3年第4回

多摩市議会定例会議案

多 摩 市

多摩市告示第511号

令和3年第4回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和3年11月18日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和3年11月30日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

第 8 4 号議案

多摩市立温水プールに係る指定管理者の指定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

下記のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を指定する。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
多摩市立温水プール
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
二幸産業・NSPグループ
代表団体 二幸産業株式会社
東京都新宿区西新宿一丁目 2 5 番 1 号 新宿センタービル 3 6 階
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

第 8 5 号議案

多摩市総合福祉センターに係る指定管理者の指定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

下記のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を指定する。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
多摩市総合福祉センター
- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
二幸産業・NSPグループ
代表団体 二幸産業株式会社
東京都新宿区西新宿一丁目 2 5 番 1 号 新宿センタービル 3 6 階
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

第 8 6 号議案

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加
及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

秋川流域斎場組合より、東京都市町村公平委員会の共同設置に加入したい旨の依頼があったため、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を増加させ、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 3 項の規定において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき本案を提出する。

記

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和 4 2 年 4 月 1 日東京都知事届出）の一部を次のように変更する。

別表中「多摩六都科学館組合」を「多摩六都科学館組合 秋川流域斎場組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行する。

第 87 号議案

多摩市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めるものとする。

(議会の議決すべき事件)

第 2 条 議会の議決すべき事件は、多摩市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 88 号議案

多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する
条例

多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例（昭和 48 年多摩市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 複合文化施設内レストラン等の項中「201,000 円」を「254,000 円」に改め、同項の次に次のように加える。

市民活動・交流センター 内カフェ等		月額	19,000 円
----------------------	--	----	----------

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

第 89 号議案

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市
条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表補助スタッフの部チャレンジ雇用職員の項中「1, 013 円」を「1,
041 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の多摩市会計年
度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）
の規定は、令和 3 年 1 0 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（報酬の内払）

2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、この条例による改正前
の多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の規定により既
に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

第90号議案

多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年11月30日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、多摩市の市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の多摩市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部の免責について、必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等は、当該市長等の損害賠償責任のうち当該損害賠償責任を負う額から次条に規定する額を控除して得た額については、当該市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、これを賠償する責任を免れるものとする。

(法第243条の2第1項の条例で定める額)

第3条 法第243条の2第1項の規定により条例で定める額は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は下水道事業管理者 2

(4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の市長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

第 9 1 号議案

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例（昭和 4 6 年多摩市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「（一時的保育事業補助金に係るもの及び定期利用保育事業補助金に係るものに限る。）の令和 2 年 4 月から同年 6 月までの間における」を「に係る」に、「とき」を「期間において」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 9 2 号議案

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年多摩市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 9 条」の次に「・第 5 0 条」を加える。

第 3 条第 1 項中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）」に改める。

第 4 9 条を第 5 0 条とし、第 6 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（電磁的記録等）

第 4 9 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 9 3 号議案

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条
例（平成 2 6 年多摩市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 3 条」の次に「・第 5 4 条」を加える。

第 5 条中第 2 項から第 6 項までを削る。

第 3 8 条中第 2 項を削る。

第 5 3 条を第 5 4 条とし、第 4 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（電磁的記録等）

第 5 3 条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類する
もののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄
本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することが
できる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）
により行うことが規定されているものについては、書面等に代えて、当該書
面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては
認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情
報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行う
ことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出に
ついては、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、書面等
の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認
定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において
「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用

に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第94号議案

多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例の
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年11月30日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例

今、生きづらさや困難を抱える子ども・若者の問題が深刻化しています。経済格差の拡大や地域のつながりの希薄化といった社会の不安定さや分断が子ども・若者を取り巻く環境に大きな影響を与えており、子どもの貧困、虐待、いじめの増加、不登校やひきこもりの長期化、若年層の自殺者数の増加などの課題が顕在化しています。

どのような環境に生まれ、暮らしていても、子ども・若者が未来への希望を失うことなく、助け合いながら、育ち暮らしていけるように、多摩市ならではの環境をつくることが重要です。

子どもの権利条約では、子どもを権利の主体として位置付け、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利を定めており、多摩市では、子ども・若者の権利として、これら四つの権利を保障し、子ども・若者の挑戦を応援します。

子ども・若者は、守られる存在であり、自ら考え、行動できる存在でもあります。周囲の人が子ども・若者の主体性を尊重し、子ども・若者が他者と互いに認め合うことによって、子ども・若者の自己肯定感や自信につながっていきます。

私たちは、子ども・若者の権利を共通認識として、さらに理解を深め、全ての子ども・若者が自分らしさを見出し、成長できるように、次の取組を進めます。

私たちは、子ども・若者の抱える困難をいち早く見つけ、その状況や意思に寄り添い、連携・協力し、切れ目のない支援を行います。

私たちは、子ども・若者の一人ひとりの意思を尊重し、自ら抱える課題や社

会の課題と向き合い、解決に向けて挑戦する勇気をたたえ、結果にかかわらずその未来を応援します。

私たちは、このまちで暮らし、活動していることによる強みを生かして、子ども・若者とも力を合わせて、子ども・若者が活躍する多摩市の実現に向けて行動します。

私たちは、これまでの多摩市自治基本条例に基づく市民主体のまちづくりや誰もが健やかで幸せを実感できる健幸都市・多摩市の実現に向けた取組をさらに進め、子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にすまち・多摩市の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子ども・若者が切れ目のない支援を受けられる環境及び子ども・若者がまちづくりに参画し、活躍できる環境を整えることによって、全ての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現を目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども・若者 おおむね30歳代までの市民（団体を除きます。）をいいます。
- (2) 市民 多摩市の区域内（以下「市内」といいます。）に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者、市内で事業活動を行うもの（多摩市（以下「市」といいます。）を除きます。以下同じ。）及び市内で活動するものをいいます。
- (3) まちづくり 市及び地域のさまざまな主体が、それぞれの特性及び強みを生かしながら、状況に応じて連携し、暮らしやすいまちをつくる活動をいいます。

(基本理念)

第3条 次に掲げる基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づいて、子ども・若者の支援及び活躍を推進します。

- (1) 子ども・若者の権利が保障され、子ども・若者の最善の利益が尊重されること。
- (2) 子ども・若者が自分らしく成長できるように、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を受けられる環境を整えること。
- (3) 子ども・若者による意見の表明及びまちづくりへの参画の機会が保障さ

れること。

- (4) 子ども・若者を含め、さまざまな主体が相互に協力し、及び支援する関係を築くこと。

(子ども・若者の権利)

第4条 子ども・若者には、生きる権利、育つ権利及び守られる権利並びに抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利があります。

2 子ども・若者には、社会の一員として、意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利があります。

3 子ども・若者には、結果にとらわれず、自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利があります。

(市民の役割)

第5条 市民は、子ども・若者の権利について理解を深め、権利の主体として尊重するものとします。

2 市民は、市民それぞれが持つ力及びその状況に応じて、子ども・若者を見守り、及び子ども・若者とともに活動し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとします。

3 市内で事業活動を行うもの及び活動するもの（個人を除きます。）は、それぞれが持つ強みを生かし、子ども・若者の支援及び活躍の推進に向けて活動し、必要に応じて市及び他の団体と相互に連携するよう努めるものとします。

4 市内で事業活動を行うものは、働く場又は働く経験から得た知識を提供する立場から、未来の人材となる子ども・若者の育成に努めるものとします。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、総合的かつ具体的な施策を講じられるように、必要な推進体制について整備するとともに、その実現に向けて積極的に取り組むものとします。

2 市は、子ども・若者を含む市民が、基本理念を共有し、ともにその実現を推進できるよう、理解促進のための周知及び啓発、学びの機会づくり等を行うものとします。

3 市は、基本理念の実現に当たって、市民と連携するとともに、市民同士の連携に向けて協力を呼びかけ、必要に応じて適切な施策を講ずるものとします。

(切れ目のない支援のための仕組みづくり)

第7条 市及び子ども・若者を支援する市民は、困難を抱える子ども・若者に気づき、支援につなぐための多様な機会を設けるよう努めるものとします。

2 市及び子ども・若者を支援する市民は、各支援者間で支援が途切れないよう、子ども・若者本人の状況及び意思に寄り添い、成長過程に応じた連携及び支援を行うよう努めるものとします。

3 市は、子ども・若者を支援する市民がその役割を十分に果たせるように必要な支援策について検討し、適切な施策を講ずるものとします。

(まちづくりへの参画・活躍のための環境づくり)

第8条 市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者を社会の一員として尊重し、意見の表明及びまちづくりへの参画に向けた環境及び機会の充実に努めるものとします。

2 市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者がその持てる能力を発揮してまちづくりに挑戦し、活躍できる環境づくりに努めるものとします。

(子ども・若者計画)

第9条 市は、子ども・若者の支援及び活躍の推進に向けて、子ども・若者計画を策定し、総合的な推進を図るものとします。

2 市は、子ども・若者計画に、次に掲げる事項を定めるものとします。

(1) 子ども・若者の支援及び活躍の推進に関する基本的な方針

(2) 前号の基本的な方針を具体化する施策の内容

(3) 前号の施策の達成目標

(推進体制)

第10条 市は、子ども・若者の支援及び活躍の推進に向けて、総合的な見地から子ども・若者計画の推進、施策の評価等を行うために必要な推進体制を整備するものとします。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、多摩市長が別に定めるものとします。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

第 9 5 号議案

多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険条例（昭和 3 4 年多摩市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「4 0 万 4 , 0 0 0 円」を「4 0 万 8 , 0 0 0 円」に改め、
同項ただし書中「1 万 6 , 0 0 0 円」を「1 万 2 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について
適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

第 96 号議案

多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 1 月 30 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市下水道条例の一部を改正する条例

多摩市下水道条例（昭和 59 年多摩市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「第 231 条の 2 第 6 項」を「第 231 条の 2 の 3 第 1 項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、「及び納入」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）第 6 条の規定による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定による指定を受けている者に対する改正後の第 23 条第 2 項の規定の適用については、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

